

## 埼玉県で悪質な住宅修理業者に関する啓発チラシ・ポスターを作成

～県・県警等と連携して、「保険金が使える」という住宅修理トラブルに関し注意喚起～

日本損害保険協会 関東支部 埼玉損保会（会長：新井 良裕・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社理事埼玉支店長）では、「保険金が使える」等と勧誘する業者と保険契約者とのトラブル防止を目的に、埼玉県において、埼玉県・埼玉県警察および埼玉県損害保険代理業協会の協力を得て、啓発チラシ・ポスターを作成し、県民向けの啓発活動を実施いたします。

埼玉県では本年6月に、草加市や越谷市等で大雨により災害救助法が適用される災害が発生しています。台風、豪雨等の自然災害発生後には、住宅修理やリフォームに関し、「保険金が使える」と言って勧誘する業者とのトラブルに関する相談が県内の消費生活相談窓口によく寄せられており、今後も各種災害の発生時には、そのような業者によるトラブルが発生することが予想されることから、今般、県民の方々により身近に感じられる埼玉県版のオリジナルチラシ・ポスターを新たに作成しました。

チラシの内容は、実際に、埼玉県内の消費生活センターに寄せられた事例の紹介や、住宅修理の保険申請サポート等の相談の割合（相談の7割が60歳以上の高齢層）を掲載するとともに、消費者へのアドバイスとして、勧誘されてもすぐに契約せず、修理の必要性や契約内容をよく確認することや、うその理由で保険金を請求することは、詐欺罪に問われる場合があるので絶対に行わないことなどを伝えています。

そのうえで、不審に思った場合は、業者と契約する前に加入している損害保険会社や損害保険代理店、消費生活センター等に相談してもらうことを伝え、全国共通の電話番号「消費者ホットライン188（いやや）」や、損保協会に設置されている「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤルの番号 0120-309-444（さあ連絡しよう）」等を紹介しています。

チラシは10万部、ポスターは500部作成し、県内の損害保険会社や損害保険代理店を通じて、顧客等に幅広く配布して注意喚起を図るとともに、埼玉県でもホームページや県内消費生活相談窓口等を通じての周知や、埼玉県警察でも所轄警察署を通じて配布するなど、周知活動を着実に実施してまいります。



チラシを手にする新井会長



※裏面は協会全国版と同じ

【埼玉県版】悪質な住宅修理業者に関する注意喚起チラシ (PDF データ・ダウンロード可能)

[https://www.sonpo.or.jp/news/branch/kanto/2023/pdf/202312\\_01\\_chirashi.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/branch/kanto/2023/pdf/202312_01_chirashi.pdf)